

令和2年第3回

臨時会会議録

会 期

令和2年5月22日（金）

会 議 日

令和2年5月22日（金）

東串良町議会

令和2年第3回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和2年5月22日 午前10時30分
閉 会 令和2年5月22日 午前10時59分

出席議員（9人）

1番 小川香織	2番 児玉勇治
4番 牧原完治	5番 西園貞美
6番 泊重巳	7番 前田隆
8番 上園ミキ	9番 宮地利雄
10番 田之畑稔	

欠席議員（1人）

3番 瀬戸山譲一

会議録署名議員（会議規則第127条）

2番 児玉勇治 4番 牧原完治

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順	住民課長	宮地利行
副町長	畠中勇一郎	企画課長	中島孝一
教育長	天神康男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田秀一
会計管理者	有嶋義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田尾勝
総務課長	江口勝志	社会教育課長	吉留潤一郎
農林水産課長	瀬戸山雅樹	総務課長補佐	上野史生
福祉課長	吉永広史		
税務課長	東水流勝		
建設課長	甫村良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園保広 書記 浜屋啓子

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東串良町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 10 議案第33号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第34号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 発議第 1号 新型コロナウイルスに係る調査特別委員会の設置に関する決議

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東串良町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 10 議案第33号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第34号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 発議第 1号 新型コロナウイルスに係る調査特別委員会の設置に関する決議

会 議 の 経 過

開 会 午前10時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和2年第3回東串良町議会臨時会を開会します。
本日の会議に、瀬戸山譲一議員から欠席の申し出がありましたので報告します。
本日の会議を開きます。
日程の報告をします。
日程は、印刷してお手元に配付してありますので朗読を省略します。

~~~~~

◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 児玉勇治議員及び4番 牧原完治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

◆ 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等

## 会 議 の 経 過

の一部を改正する条例)を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、東串良町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり東串良町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(東串良町税条例等の一部を改正する条例)を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

## 会 議 の 経 過

- ◆ 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東串良町一般会計補正予算（第10号））

議 長（田之畑）

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東串良町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和元年度東串良町一般会計補正予算（第10号）につきましては、町税・国庫支出金・県支出金、地方交付税及び町道・公共施設等に係る町債の確定及びそれに伴い財源更正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東串良町

会 議 の 経 過

一般会計補正予算（第10号）を採決します。
本件は承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

議 長（田之畑）

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、令和元年度鹿児島県国民健康保険給付費等交付金の交付額変更による交付額の減及び保険給付費の減のため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し、承認を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町一般会計補正予算（第1号））

議 長（田之畑）

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和2年度東串良町一般会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策等に係る補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

会 議 の 経 過

これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度東串良町一般会計補正予算(第1号))を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

議 長 (田之畑)

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、管内で発生した場合に、傷病手当金を支給する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し承認を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。  
本件は承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

議 長（田之畑）

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））を議題とします。
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長（宮 原）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。
令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、管内で発生した場合に、傷病手当金を支給する必要があり、補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し承認を求めますのでございます。
よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））を採決します。
本件は承認することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

### ◆ 日程第10 議案第33号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第10 議案第33号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長 (宮 原)

議案第33号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。  
地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、東串良町税条例の一部を改正するものでございます。

## 会 議 の 経 過

よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号 東串良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第11 議案第34号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第11 議案第34号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第34号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

会 議 の 経 過

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,732万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ56億5,514万2,000円といたしました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号 令和2年度東串良町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第12 発議第1号 新型コロナウイルスに係る調査特別委員会の設置に関する決議

議 長（田之畑）

日程第12 発議第1号 新型コロナウイルスに係る調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。上園ミキ議員。

## 会 議 の 経 過

8番 上園ミキ議員。

### 8 番（上 園）

ただいま議題となりました、発議第1号 新型コロナウイルスに係る調査特別委員会の設置に関する決議の提案理由について御説明いたします。

新型コロナウイルスに関連する町当局の取り組みや対策等について調査し、また、町民及び各種団体の状況等を調査することにより、町民の安心・安全な生活を守り、本町産業の安定的な経済活動に資するために、当議会において特別委員会を設置しようとするものです。

新型コロナウイルスは、全世界において未だに終息の糸口が見えない状況にあります。

今後における政策等を調査検討することは、町民の負託に応えるうえでも、議会活動においても非常に重要であります。

よって、ここに新型コロナウイルスに係る調査特別委員会の設置に関する決議を提出いたしましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

### 議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、上園ミキ議員ほか8人から提出されました新型コロナウイルスに係る調査特別委員会の設置に関する決議のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 上園ミキ議員ほか8人から提出の新型コロナウイルスに係る調査特別委員会の設置に関する決議は、可決されました。



## 会 議 の 経 過

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

新型コロナウイルスに係る調査特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により1番 小川香織議員、2番 児玉勇治議員、3番 瀬戸山譲一議員、4番 牧原完治議員、5番 西園貞美議員、6番 泊 重巳議員、7番 前田 隆議員、8番 上園ミキ議員、9番 宮地利雄議員、以上の議長を除く9名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、新型コロナウイルスに係る調査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、新型コロナウイルスに係る調査特別委員会は、委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、議長は、新型コロナウイルスに係る調査特別委員会を議員控室に招集します。なお、新型コロナウイルスに係る調査特別委員会の年長委員は、前田隆議員であります。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時52分

◇

再 開 午前10時59分

議 長 (田之畑)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

新型コロナウイルスに係る調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に上園ミキ議員、副委員長に前田 隆議員、以上のとおりです。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前10時59分